

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	楽天銀行株式会社			コード	5838
提出日	2023/6/6	異動（予定）日	2023/6/21		
独立役員届出書の提出理由	三村亨氏が2023年6月21日付で社外監査役に就任するにあたり、新たに独立役員として指定するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	海老沼 英次	社外取締役	○													○	有
2	茅野 倫生	社外取締役	○													○	有
3	長門 正貴	社外取締役	○													○	有
4	山田 真之助	社外監査役	○													○	有
5	柴野 忠道	社外監査役	○													○	有
6	三村 亨	社外監査役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項無し	弁護士として専門的な知識・経験を有しているほか、みずほホールディングス株式会社人事企画部参事役及び株式会社オリンピック社社長室長兼総合企画室長等として培った豊富な経験と見識を有しており、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
2	該当事項無し	株式会社三井住友銀行情報システム企画部副部長及び株式会社日本総合研究所取締役専務執行役員等として培った豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
3	該当事項無し	株式会社ゆうちょ銀行・日本郵政株式会社において取締役兼代表執行役社長を務めるなど要職を歴任し、企業経営者として培った豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
4	該当事項無し	公認会計士、有限責任あずさ監査法人社会員議長、株式会社T＆Dホールディングス取締役（監査等委員）及びエクシオグループ株式会社社外監査役等として培った豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
5	該当事項無し	三井情報株式会社内部監査部監査責任者及び株式会社キット常勤監査役等として培った豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
6	該当事項無し	長年に亘る各省庁における幅広い領域での要職及び研究所理事長等として、金融、グローバルなリスクマネジメント、企業法務等の豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

当行は、原則として以下のいずれにも該当しない場合は十分な独立性を有すると判断し、全て独立役員として選定することを予定しています。

A 当行を主たる取引先とする者若しくはその業務執行者（※1）又は当行の主要な取引先若しくはその業務執行者

B 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家又は団体に所属する者

C 当行の主要株主又はその業務執行者

D 最近（※2）においてAからCのいずれかに該当していた者

E 就任の前10年以内のいずれかの時において次の①又は②に該当していた者

① 楽天グループ(株)の業務執行者又は業務執行者でない取締役、監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

② 楽天グループ(株)を親会社とする会社の業務執行者

F 以下に掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族

① AからEに掲げる者

② 当行子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

③ 最近において上記②又は当行の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※1：会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人も含みます。

※2：社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点でAからCまでのいずれかに該当していた等、実質的に現在と同視できるような場合をいいます。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。